

九州ルーテル学院大学准学校心理士資格取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修規程（第4条及び第4条の2）の規定に基づき、准学校心理士資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目及び単位数)

第2条 准学校心理士資格を取得する者は、在学中に必要な科目として、別表1又は別表2に定める科目を修得しなければならない。

(履修方法)

第3条 前条に定める授業科目の履修方法は、学則並びに履修規程及び本規定の定めるところによる。

(履修要件)

第4条 准学校心理士資格を取得するための履修要件は、学則並びに准学校心理士資格認定要項に従い所定の科目を修得しなければならない。

2 履修科目については、次のとおりとする。

(1) 人文学科 保育・幼児教育専攻（別表1 Aタイプ）

(2) 心理臨床学科（別表2 Bタイプ）

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。また、この規定は、令和5年度以降に入学した者について適用する。

附 則

1 この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

2 2025（令和7）年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表1 Aタイプ（教員免許または保育士資格を取得見込みの者）

科目名	単位数	備考
教育心理学	2単位	※3科目6単位以上を取得すること
発達心理学	2単位	
教育相談	2単位	
特別支援教育論	1単位	

別表2 Bタイプ

（文部科学省及び厚生労働省が確認する公認心理士資格カリキュラム対応大学学部を卒業する者）

科目名	単位数	備考
教育・学校心理学（教育相談）	2単位	※6科目12単位を取得すること
発達心理学	2単位	
障害者・障害児心理学	2単位	
福祉心理学	2単位	
心理的アセスメント	2単位	
心理学的支援法	2単位	